

第26期連結計算書類の連結注記表

第26期計算書類の個別注記表

株式会社エフオン

当社は、第26回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.ef-on.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 : 7社
- ② 連結子会社の名称 : 株式会社エフオン日田
株式会社エフオン白河
株式会社エフオン豊後大野
株式会社エフオン壬生
株式会社エフオン新宮
株式会社エフバイオス
ソレイユ日田株式会社
- ③ 非連結子会社 : 4社
連結の範囲から除いた理由 : 連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の数 : 1社
- ② 持分法非適用の非連結子会社 : 4社
持分法を適用しない理由 : 連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - a. その他有価証券
市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
 - b. デリバティブ : 時価法
 - c. 棚卸資産 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - a. 有形固定資産（リース資産を除く）
省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産 : 買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。
その他の事業用の建物及び構築物、機械装置及び運搬具 : グリーンエネルギー事業の発電設備における主な建物及び構築物、機械装置は経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。
その他の有形固定資産 : 定率法
 - b. 無形固定資産（リース資産を除く） : 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - c. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算出しております。

b. メンテナンス費用引当金

省エネルギー支援サービス事業の機械装置、グリーンエネルギー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。

c. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

d. 株式給付引当金

当社及び連結子会社は、株式給付規程に基づく取締役等に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度における取締役等に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客とエネルギーサービス契約を締結しており、設備運営及びメンテナンス対応を履行義務として識別しております。エネルギーサービス契約における引渡しの条件を勘案した結果、設備運営については顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり定額で収益を認識し、メンテナンス対応については、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、その時点で収益を認識しております。

b. グリーンエネルギー事業

グリーンエネルギー事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。また、顧客と燃料売買個別契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買個別契約書における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

：特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

：ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金

c. ヘッジ方針

：デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

d. ヘッジ有効性の評価方法

：特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

- ⑥ 借入金利息等の固定資産取得原価算：建設期間が1年以上のプロジェクトにかかる固定資産に入
入 ついては、その建設期間中の借入金利息及び借入付随費用を取得原価に算入しております。
- ⑦ 連結納税制度の適用：当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。
- ⑧ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

メンテナンス費用引当金

- ① 連結計算書類に計上した金額 418百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
グリーンエネルギー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積り額を、メンテナンス費用引当金として計上しております。この支出見込額については、過去の実績額を基礎とし、将来の材料費や人件費の価格変動について一定の仮定を設定した上で算定しております。
将来の材料費や人件費の価格変動は、市況の影響を受けるものであり、予想しない事象の発生や状況の変化によって、実際の支払額が見積額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減する方法により、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、これによる当期連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より収益認識会計基準等を適用したため、「売掛金」として表示することといたしました。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 追加情報

(取締役に対する株式給付信託の導入)

当社及び一部の当社子会社は、取締役（子会社取締役等を含む）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株式上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2021年9月28日開催の第25回定時株主総会議決に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して当社が定める株式交付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は104百万円、株式数は148,500株です。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産及び担保に係る債務

① 現金及び預金	:	360百万円	
② 建物及び構築物	:	6,067百万円	(5,983百万円)
③ 機械装置及び運搬具	:	12,452百万円	(12,438百万円)
④ 土地	:	2,278百万円	

この他に連結上表記されない関係会社株式（帳簿価額1,982百万円）を担保に供しております。

上記物件及び関係会社株式は、一年内返済予定長期借入金1,665百万円、長期借入金23,069百万円及び金利スワップ取引分の担保に供しております。

⑤ 売掛金	:	11百万円	
⑥ リース資産	:	23百万円	

上記資産を割賦及びリースに関する債務に対する譲渡担保等に供しております。なお、上記割賦及びリースに関する債務は、一年内支払予定長期末払金0百万円、リース債務（流動負債）24百万円、リース債務（固定負債）7百万円であります。

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	:	24,735百万円	(15,046百万円)
--------------------	---	-----------	-------------

(注) 上記のうち、() 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	:	9,354百万円	
--------------------	---	----------	--

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式： 21,635,819株

自己株式： 148,500株

(注) 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数は、株式給付信託が保有する株式であります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年8月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173百万円	8円00銭	2021年6月30日	2021年9月8日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年8月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173百万円	8円00銭	2022年6月30日	2022年9月7日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達には主に銀行等金融機関からの借入及び新株予約権等の発行によっています。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権については、受取手形及び売掛金があり、それぞれ顧客並びに割賦・リース会社の信用リスクに依存しています。

営業債務では、買掛金、未払金についてはいずれも1年以内の支払期日ですが、リース債務は、顧客とのエネルギーサービス契約に基づく5～10年に亘る投下設備の割賦、リース資金です。エネルギーサービス契約に基づく債務では原則として当社と顧客並びに割賦・リース会社間でエネルギーサービス契約のサービス料を担保とした代金回収並びに設備資金支払の契約を締結しておりリスクとしては顧客の信用リスクに依存しています。その他の割賦債務については、支払総額を割賦期間に均等に配分する方法により金利変動リスクを固定化しています。長期借入金は、子会社発電所の建設資金及び当社グループの運転資金であり、このうち発電所建設資金の一部については金利変動リスクに対して金利スワップ取引による支払利息の固定化を実施しています。当該デリバティブ取引は、ヘッジ会計の適用の範囲内です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(3) 会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの回収期日管理及び残高管理を行い実施しています。投資先、貸付先の信用リスクは、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や条件の見直し交渉により軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）については、当社及び借入残高の大きな一部の子会社において借入金の支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性資金を一定額以上に維持すること等により実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
1.長期借入金	26,443	26,197	245
2.リース債務	32	32	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	26,197	－	26,197
リース債務	－	32	－	32
負債計	－	26,230	－	26,230

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務は、当該設備資金の未払割賦残高であり顧客の信用リスクによるノンリコース契約となっているため、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）はないことから時価は帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

それ以外の割賦債務に係るリース債務は、割賦債務の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	省エネルギー 支援サービス 事業	グリーンエナジー 事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	1	596	597	—	597
一定の期間にわたり移転される財	233	12,019	12,252	407	12,660
顧客との契約から生じる収益	234	12,615	12,850	407	13,258
外部顧客への売上高	234	12,615	12,850	407	13,258
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,455	334	2,789	52	2,842
計	2,689	12,950	15,640	460	16,100
セグメント利益	15	1,716	1,731	△186	1,545

(注) 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、電力の供給に関するものであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基礎となる重要な事項に関する注記等「(3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社グループの顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等
該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 816円26銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 41円46銭

10. 重要な後発事項に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式 : 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 : 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- a. 有形固定資産 (リース資産を除く)
省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産 : 買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。
その他の有形固定資産 : 定率法
 - b. 無形固定資産 (リース資産を除く) : 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。
 - c. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
- (4) 引当金の計上基準
- a. メンテナンス費用引当金
省エネルギー支援サービス事業の機械装置にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。
 - b. 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - c. 株式給付引当金
株式給付規程に基づく取締役等に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度における取締役等に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客とエネルギーサービス契約を締結しており、設備運営及びメンテナンス対応を履行義務として識別しております。

エネルギーサービス契約における引渡しの条件を勘案した結果、設備運営については顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり定額で収益を認識し、メンテナンス対応については、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、その時点で収益を認識しております。また、工事請負契約に基づき発電設備の設計及び施工等を顧客に提供しております。

なお、当社の取引に関する主な支払条件は、契約により顧客と合意した支払条件であり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

工事契約に関して、主に長期の工事契約においては一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- a. ヘッジ会計の方法：金利スワップは、特例処理によっております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象：ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- c. ヘッジ方針：デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。
- d. ヘッジ有効性の評価方法：特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結納税制度の適用：当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

(8) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

メンテナンス費用引当金

(1) 当事業年度に計上した金額 0百万円

(2) その他の情報

省エネルギー支援サービス事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度末までに負担すべき費用の見積り額を、メンテナンス引当金として計上しております。この支出見込額については、過去の実績額を基礎とし、将来の材料費や人件費の価格変動について一定の仮定を設定した上で算定しております。

将来の材料費や人件費の価格変動は、市況の影響を受けるものであり、予想しない事象の発生や状況の変化によって、実際の支払額が見積額と異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減する方法により、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産及び担保に係る債務

① 関係会社株式 : 1,982百万円

上記の関係会社株式は、子会社である(株)エフオン日田、(株)エフオン豊後大野、(株)エフオン壬生、(株)エフオン新宮の一年内返済予定長期借入金1,637百万円、長期借入金23,038百万円及び金利スワップ取引の担保に供しております。

② 売掛金 : 11百万円

③ リース資産 : 23百万円

上記資産を割賦及びリースに関する債務に対する譲渡担保等に供しております。なお、上記割賦及びリースに関する債務は、一年内支払予定長期未払金0百万円、リース債務（流動負債）24百万円、リース債務（固定負債）7百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 : 923百万円

(3) 偶発債務

① 債務保証

保証先	金額 (百万円)	内容
(株)エフオン日田	850	借入債務
(株)エフオン豊後大野	5,279	借入債務
(株)エフオン白河	107	借入債務
(株)エフオン壬生	8,916	借入債務
(株)エフオン新宮	9,629	借入債務
計	24,782	

② デリバティブ取引に対する保証債務

被保証者	契約金額等 (百万円)	内容
(株)エフオン豊後大野	3,779	金利スワップ
(株)エフオン壬生	8,916	金利スワップ
(株)エフオン新宮	3,712	金利スワップ
計	16,408	

上記のデリバティブ取引は、子会社及び関連会社の借入金に関する金利変動リスクを回避する目的のものであります。

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 : 13,512百万円

② 短期金銭債務 : 9,985百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	:	2,784百万円
② 営業取引以外の収益取引	:	810百万円
③ 営業取引以外の費用取引	:	13百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	—	149,260	760	148,500

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものと、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する「株式給付信託」の信託財産として保有する当社株式148,500株によるものです。

2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の消却によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の主な原因は、未払事業税、賞与引当金、関係会社株式評価損等であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)			
子会社	(株)エフバイオス	10	燃料販売 運営受託 事業	100.00	役員の兼任	電力売上	10	売掛金	13			
						事業開発コンサルティング	36					
						経営指導業務	24					
						新規プロジェクト コンサルティング	72					
						業務委託費	120			未収入金	11	
						資金の貸付	300			短期貸付金	600	
							長期貸付金	400				
子会社	(株)エフオン日田	495	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上	11	売掛金	4			
						事業開発コンサルティング	36					
						業務委託費	60			未収入金	5	
							長期借入金	1,000				
						子会社の銀行借入金に対する 債務保証	850	—	—			
子会社	(株)エフオン白河	441	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上	7	売掛金	3			
						事業開発コンサルティング	36					
						業務委託費	60			未収入金	5	
						子会社の銀行借入金に対する 債務保証	107	—	—			
子会社	(株)エフオン豊後大野	450	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上	8	売掛金	3			
						事業開発コンサルティング	36					
						業務委託費	60			未収入金	5	
						子会社の銀行借入金及び金利 スワップに対する債務保証	(元金) 5,279 (金利スワップ) 3,779			—	—	
子会社	(株)エフオン壬生	1	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上	13	売掛金	3			
						事業開発コンサルティング	36					
						業務委託費	60			未収入金	5	
											工事未収入金	850
											長期貸付金	1,580
					子会社の銀行借入金に対する 債務保証	8,916	—	—				
子会社	(株)エフオン新宮	1	発電事業	100.00	発電所建設 工事	発電所建設工事	2,455	工事未収入金	12,221			
						工事代金の前受	3,500			前受金	9,950	
						貸付金の貸付	600			長期貸付金	1,750	
											短期貸付金	600
						子会社の銀行借入金に対する 債務保証	9,629	—	—			

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. グループ会社間の建設工事請負契約及び発電所建設中の子会社に対する貸付金に関しましては、当事者間で工事内容、工事期間、総工費等を勘案して協議の上で決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類 連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	487円30銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	25円22銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。